



ビジネスオーナーさまを応援します!!

株式会社や合同会社などの法人設立をお考えの方はぜひご相談ください。
開業前のご質問から、融資の計画、設立後の会社運営まで幅広くサポートいたします!

定年後の開業でセカンドライフを充実させたい方や、長い経験を積んで<満を持して>開業の方も大歓迎です。当事務所の幅広い営業経験を活かし、オーナーさまのビジネスの発展に全力を尽くします。

会社をスタートさせるときは現在の会社を退職して 設立 経営という流れになると思います。
私も脱サラ後に右も左も分からない状態で手探りの営業をしてきました。
オーナーさま気持ちを理解したうえでサポートいたします。

様々な本を読んでも参考には使えるものの、具体的に直面する問題には個別の事情が深く関るため、解決につながらない事もあります。そんなときにはぜひお声がけください。

少ない資源である「ヒト、モノ、カネ」を効果的に運用し、「成功への最短ルートを通してほしい。」
そんな思いで当事務所は営業しております。

※全国対応しております。

会社設立の簡単な流れを順を追って解説します。
外国籍の方に向けた案内もありますが、日本人の方も基本的な流れはほとんど同じです。

1. 起業・開業の前に
2. 許認可
3. 設立
4. 設立後の流れ
5. F A Q
6. 費用

1. 起業・開業の前に

1-1. 外国人起業の場合の確認（日本人の場合はスキップして、1-2へ）

外国人が日本国内で会社を設立し、収益をともなう活動を行なう場合には「永住権」「定住者」「日本人の配偶者」などの在留資格が必要です。

その他の場合は「投資・経営」の在留資格でも会社を運営する事が可能です。

一般的には上記の資格での開業が多いと思いますが、上記以外の資格でも、＜資格外活動許可＞を取ることによって開業も可能です。その場合、活動時間に制限があり、与えられた許可の範囲内ではか事業を営む事ができません。

ここでは就労活動に制限のない在留資格をお持ちの方がスムーズに日本で事業を開始するための案内を記載します。

在留資格との兼ね合いで事業を開始できない場合は個別にご相談を承っております。また、ここでは、日本に在留している方が開業する際の案内を記載しておりますので、外国に在住されている方もお気軽にお問い合わせください。

1-2 開業の手続きを開始するまえに決めなくてはならない事

まず法人形態のうち「株式会社」と「合同会社」について説明します。

双方ともに事業活動に制限はありません。どちらの形態で法人を設立するかオーナーさまに決定して頂きます。

比べると下記ようになります。

	株式会社	合同会社
活動制限	本格的なビジネス活動が可能。 多数の方からの出資が可能。	本格的なビジネス活動が可能。 本人だけ、家族経営など限定された 経営者の場合に適す。
定款の認証	必要。本店所在地の公証役場にて。 約10万円の費用が必要。	不要
登記手続き	必要	必要
登録免許税	資本金の0.7%又は15万円のいずれか大きい額。 一般的に15万円の場合が多い。	6万円

※公的な活動制限はありませんが、民間取引先において独自の制限を取り決めている企業もあります。

※このほかに、駐在員事務所、日本支店、NPO法人などがあります。

※上記は法定費用になるため、行政書士報酬は含まれておりません。

法人設立の一般的な形態が株式会社になります。

合同会社は新しい形態なのであまり知られていませんが、設立費用が安く、迅速に設立できます。詳しくはFAQにて。

1-3. 印鑑登録について

会社を設立する場合には「発起人」や「取締役」になる方の印鑑証明書が必要になります（実印も必要）。外国人の場合は登記される名前がカタカナになります。そのため、アルファベットで印鑑登録している場合はカタカナ名を決めます。印鑑登録は外国人登録をしている市町村役場で行ないます。外国に居住されている方が法人を設立する場合はその個人や法人の住所・サインについて公的な証明文や翻訳証明書などが必要になります。

1-4. 銀行口座について

株式会社・合同会社の設立では「発起人」の銀行口座に資本金が振込まれた事を証明する必要があります。そのため、設立前に資本金を振込む銀行口座を決めます。通帳のコピーを提出するため、個人的な記録を見られたくない場合には新規口座を開設するのも一案です。

この口座は設立前に資本金を振込むための口座であるため、法人設立後に新たに開設する法人銀行口座とは別のものです。

2. 許可の取得について

2-1. 自由に営業活動できる事業と公的な許可（許認可）がないと営業活動ができない事業

上記のため、自分の行なう事業には許可が必要なのか不要なのか、最初に確認しておく必要があります。この確認は非常に大切です。

この確認をしないと法人設立はできたものの、営業活動ができないという、笑うに笑えない事態を招くおそれがあります。

また、許可が必要な事業の場合、＜資本金の額＞、＜営業所の面積・場所＞、＜事業所に国家資格者を置く＞などの要件があるため、しっかりと下調べを行い、定款に記載しておくことが要求されます。たとえば、資本金1円、本店所在地が自宅の場合でも会社設立はできますが、営む事業が人材派遣の場合には許認可の要件を満たさないため、営業ができないこととなります。

許可が必要な事業はひじょうに多いため、ぜひ行政書士にお問い合わせください。

許可が必要な事業を一部紹介します。

事業	申請先	資産要件	必要な有資格者
レストラン	保健所	なし	食品衛生責任者
古物営業 (中古品販売)	警察署	なし	許可のみ
不動産業	都道府県の担当部署	あり 保証金の供託	宅地建物取引主任者
貨物自動車 運送事業	地方運輸局	あり	指導講習・運行管理者整備管理者など
建設業	都道府県の担当部署	あり	経營業務管理責任者専任技術者など
旅行業	地方運輸局都道府県担当窓口	あり	国内(総合)旅行業務取扱管理者
人材派遣業 (一般労働派遣)	都道府県労働局	あり	派遣元責任者実務経験必要
訪問介護	市町村介護保険担当窓口	なし	サービス提供責任者訪問介護職員
有料老人ホーム業	都道府県担当窓口	あり	介護士、看護婦など
美容業	保健所	なし	管理美容師
ペットショップ	保健所など	なし	動物取扱業者

この他にも許可が必要な事業があります。許可によっては取得までに時間のかかるものがあるため、早い段階で情報を収集しておいたほうがいいでしょう。

具体的な取得方法については個別の事情に合わせてご相談を承っております。

3. 設立手続き

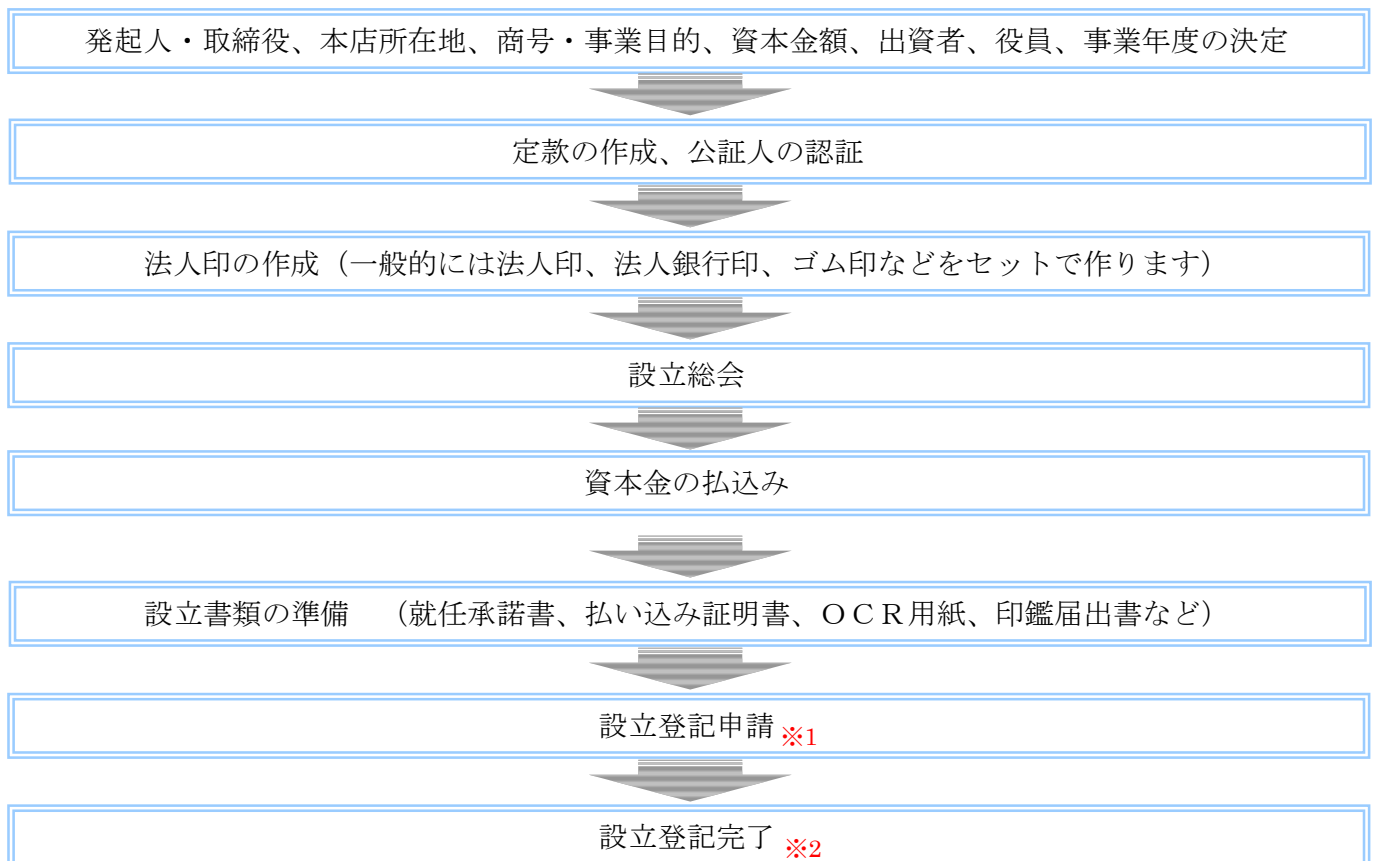
もっとも一般的な株式会社の設立手順についてご案内します。
書類作成は行政書士が行いますが、流れだけでもご覧ください。

※すべて理解しなくても大丈夫です。作成時に詳しくご説明いたします。

3-1. 最初に必要な準備

- 発起人などの創業メンバーの決定 ※発起人・出資者・取締役はすべて一人で兼ねてもOK。
- 発起人、取締役の印鑑証明書
- 発起人の個人口座
- 会社の事業内容の決定

3-2. 設立までの流れ（株式会社の場合）



※1. 直接ご本人さまが法務局へ書類を持ち込むか、ご希望があれば提携の司法書士の先生をご紹介します。

※2. 登記が完了すると、登記簿謄本や法人印鑑証明書が取得できます。

少し耳慣れない言葉があったと思いますが、ご安心ください。
今の段階ですべて理解する必要はありません。
書類を作るときにご納得頂けるまでご説明いたします。

4. 設立後に必要な手続き

4-1. 官公庁への提出書類について

法人の設立手続きが終わっても、事業運営にともない、官公庁への届出が必要です。書類提出は事業や地域によりますが下記にご案内いたします。**提出には期限があります**ので早い段階での提出をお勧めします。

※当事務所では税理士さん、社会保険労務士さんのご紹介もおこなっております。

税務署への提出書類

- 法人設立届出書(法人設立の日から2ヶ月以内)
- 青色申告の承認申請書
青色申告による優遇を受けるために必要です。法人設立から3ヶ月を経過した日、または、設立第一期終了日のいずれか早い日の前日までの提出が必要です。
- 給与支払事務所の開設届出書(事務所開設から1ヶ月以内)
- 源泉所得税の納期の特例に承認に関する申請書

都道府県税事務所

- 法人設立届出書

市町村役場

- 法人設立届出書(東京23区内の法人は区役所への提出は不要です)
本店所在地の都道府県税事務所及び市町村役場にそれぞれ提出します。
提出期限は地方自治体によって異なりますが、設立後1ヶ月程度が多いです。東京都の場合は15日以内です。

社会保険事務所

- 新規適用届
- 新規適用事業所現況書
- 被保険者資格取得届

労働基準監督署

- 労働保険関係成立届
- 労働保険概算保険料申告書

公共職業安定所(ハローワーク)

- 雇用保険適用事業所設置届
- 雇用保険被保険者資格取得届

5. FAQ よくあるご質問

Q：1人でも株式会社の設立はできますか？

A：はい、できます。

作成する書類には「発起人」「出資者」「取締役」「代表取締役」などの名前が出てきますが、これらを1人で兼ねる事ができます。もちろん数人で役割を分担することもできます。

Q：株式会社の資本金は1円でもいいですか？

A：はい、設立はできます。

しかし実際の資本が1円で事業ができるかと言われればできないと思います。基本的には必要な初期費用を見積もってその額を資本金とするのが適当と思われる。あるいは収益がなくとも半年程度の運転資金を目安に資本金を決めるのもよいでしょう。

Q：外国人でも会社設立はできますか？

A：はい、できます。

会社設立の条件として就労の在留資格は要求されません。しかし設立後に取締役として会社の経営にあたる場合には適切な在留資格が必要になります。

Q：自宅を本店として、会社を設立できますか？

A：自宅を本店として設立ができます。賃貸アパートなどでも設立登記は可能です。

しかし、住居専用の施設で営業する場合は契約違反となり、後に問題が起こる場合があります。事前に大家さんや不動産業者などに相談したほうがいいでしょう。また、許認可によっては営業施設の要件があり、自宅物件、賃貸物件などでは許可がないことも考えられます。営業前にしっかり確認をしてください。

Q：決算日はどのように決めればいいですか？

A：自由に決めて構いません。

いいかげんに決めるということではなく、自分の事業に合わせて決めてください。決算は手間のかかる作業ですので事業の繁忙期ははずしたほうがいいでしょう。また、最初の決算日ができるだけ遅くするという決め方でもいいです。たとえば8月に設立した場合は7月31日にするといった具合です。

Q：取締役の任期は何年にすればいいですか？

A：原則は2年ですが、すべての株式を譲渡制限株式にすれば、最大10年までのばすことができます。1人での経営や、家族だけで経営する場合など、限られたメンバーで経営するのなら10年の任期が良いと思います。但しそれ以外の場合は、会社の経営を見直す良い機会となるので、4～5年くらいの任期が適切ではないでしょうか。

Q：定款の認証ってなに？どこですの？

A：作成した定款が一定の手続きを踏んだものである、と公的に証明してもらうことです。

株式会社の定款は公証人の認証が必要です。会社の本店を管轄する法務局に所属する公証役場に定款を持って行き認証してもらいます。発起人全員が行くか、委任状があれば行政書士などの代理人に頼む事もできます。

Q：株式会社と合同会社の違いは？

A：合同会社とは2006年の会社法施行により新しくできた形態です。

株式会社が<カネ>を中心とした組織であるのに対し、合同会社は<ヒト>を中心とした組織になります。設立費用が安く簡易に設立できます。株式会社の出資者は<株主>となりますが、合同会社の出資者は<社員>と呼ばれ、特に定めのない場合には<社員>全員が会社の代表者になります。限定されたメンバーだけで将来に渡って運営し、資本を集める必要もなく上場の予定もない、という小規模事業であれば合同会社の設置を検討してもいいでしょう。合同会社でいう<社員>は従業員のことでありませんのでご注意ください。

6. 費用について

株式会社の場合でも合同会社設立の場合でも電子定款を作成しますので、4万円の収入印紙代は必要ありません。
これによりご本人単独で一通りの申請をするのとほとんど同じくらいの費用で設立することができます。

書類作成	報酬
株式会社の設立	84,000 円 ~
合同会社の設立	52,500 円 ~
《別途追加料金》 株式会社 → 定款認証(公証役場への費用): 約 52,000 円 登録免許税: 150,000 円 合同会社 → 登録免許税: 60,000 円 郵送費・交通費などの経費は 実費精算をお願いしております	

お問い合わせを心よりお待ちしております。

お気軽に下記メールアドレスかHP上のお問い合わせフォームよりご連絡ください。



〒359-1126
埼玉県所沢市西住吉 4-2-201
電話: 04-2968-6669
E-mail: info@yamazumi.net
URL: <http://yamazumi.net>